

そうか ししゅう ひと じょうれい
草加市障がいのある人のコミュニケーション条例
し さくすいしんほうしん
施策推進方針

れいわ ねん がつ
令和6年3月
そうか し
草加市

第1章 基本的な考え方

1 条例制定及び推進方針策定の背景

平成19年9月に署名された「障害者の権利に関する条約」、平成23年8月に改正された「障害者基本法」において、「手話が言語であること」、「障がい者の情報保障とコミュニケーション手段の利用機会の確保」に関する旨が規定されました。

本市におきましても、第三次草加市障がい者計画において、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業の充実を図るとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成を進めます」「手話以外の言語、文字表記、点字、触覚、拡大文字、筆記、聴覚、平易な言葉等の多様なコミュニケーションの方法についての啓発や利用促進と合わせて、様々な課題の整理を進める中で、条例の制定を進めます」と規定し、条例制定に向けた検討を行いました。

検討を重ねた結果、令和3年9月27日に「草加市障がいのある人のコミュニケーション条例」を制定しました。

この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及びコミュニケーション支援者の役割を明らかにすることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に理解し合い、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的としています。

2 推進方針の目的

草加市障がいのある人のコミュニケーション条例の基本理念に基づき、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、障がいのある人のコミュニケーションを行う権利を尊重し、障がいのある人となない人が一人ひとりの思いを大切に、互いに人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことが必要です。

全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、本市の施策を総合かつ計画的に推進するため、草加市障がいのある人のコミュニケーション条例推進方針を策定します。

3 推進方針の円滑な運用

本推進方針については、毎年度施策の進捗状況の検証を行った上で、必要に応じて見直しを行うものとします。

だい しょう すいしんほうしん
第2章 推進方針

しょう とくせい おう
1 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に関する
こと

はな こと ば い がい
 話し言葉以外にも、コミュニケーション手段は複数あります。障がいのある人が
 得意とするコミュニケーション手段は、その障がいの特性(特徴)によって人それ
 ぞれです。適切な手段を選択するためには、コミュニケーション手段にはどのような
 ものがあるかを正しく知る必要があるため、その認識の普及に努めます。

し さ く き ほん て き ほ う こ う せい 施策の基本的な方向性	お も と り く み れ い 主な取組例
さ ま ざ ま し ゅ る い し ょ う ① 様々な種類の障がいがあることについて継続的な周知活動をする	し と り く み <u>市の取組</u> じ ょ う れ い し ゅ う ち ょ う と う こ う ほ う ぶ つ さ く せい ・ 条例周知用パンフレット等広報物の作成 し し ゅ う ち ょ う き し け い さい ・ 市ホームページに周知用記事を掲載 し ょ う が っ こ う と う し ょ う かん が く し ゅ う き かい て ん かい ・ 小学校等における障がいに関する学習機会の展開 く た い て き な い ょ う し か く て き り かい どう が と う ば い たい ・ 具体的内容を視覚的に理解できる動画等の媒体の活用 し み ん と り く み <u>市民の取組</u> し こ う ほ う ぶ つ と う か く に ん ・ 市の広報物等の確認 こ ま し ょ う ひ と せ っ き よ く て き こ え か ・ 困っている障がいのある人への積極的な声掛け し ぎ ょ う しゃ と り く み <u>事業者の取組</u> し と り く み き ょ う り よ く ・ 市の取組への協力 し ぎ ょ う しゃ し て ん じ ょ う ほ う は っ し ん ・ 事業者の視点からの情報発信

<small>し さく きほんてき ほうこうせい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみれい</small> 主な取組例
② 障がいのある人の日常生活を知ることができるイベント等の企画	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>じょうれい しゅうち どう かいさい</small> 条例を周知するイベント等の開催 ・<small>どうかいさいじ しえんしゃ</small> イベント等開催時におけるコミュニケーション支援者の配置 ・<small>しょうがっこうどう しょう かん がくしゅう きかい てんかい</small> 小学校等における障がいに関する学習機会の展開 (再掲) ・<small>はくじょう くるまいすどう しょう ひと じっさい しょう</small> 白杖や車椅子等、障がいのある人が実際に使用するものに触れられる機会の提供 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>どう し とりくみ さんか</small> イベント等、市の取組への参加 ・<small>しょう ひと きかかないよう じよげんどう</small> 障がいのある人による、イベント企画内容への助言等の協力 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>し とりくみ さんか</small> 市の取組への参加 ・<small>しょう しゃしせつどう ちいき こうりゆう</small> 障がい者施設等の地域との交流 ・<small>じゅうぎょういん しょくいん む けんしゅう じっし</small> 従業員や職員向け研修の実施 <p><u>コミュニケーション支援者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>しょう ひと しょう ひと はいわたし</small> 障がいのある人と障がいのない人との橋渡し ・<small>かんけいしゃ あいだ しょうほう きょうゆう</small> 関係者の間における情報の共有

〈きょうぎかいどう よ いけん 協議会等で寄せられたご意見〉

【しんたいしょう 身体障がい】

- ・いりようきかん にゅういんちゅう しょくじ はいぜん なに こま あんない 医療機関に入院中、食事が配膳されてもどこに何があるのか細かい案内がなかった。とけい みた もの いち かんけい つた とう はいりよ 時計に見立てて物の位置関係を伝える等の配慮をしてほしい。しかく (視覚)

【知的障がい】

- ・親子間のコミュニケーションの取り方にも工夫が必要。

【精神障がい】

- ・自己発信が苦手な当事者は沢山いる。
- ・障がいを伏せたい人もいて、不調があっても「大丈夫」という人もいる。
- ・「わからない」と言えない障がい特性があることを知ってほしい。

【その他】

- ・発達障がいの人が働きやすい環境は、みんなが生活しやすい環境になる。

2 障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関すること

「障がいのある人にとって、どのような情報取得方法やコミュニケーション手段がよいか」ということを考える際には、その人の障がいにどのような特性(特徴)があるかを知ることが大切です。障がいの特性を知った上で、情報の取得やコミュニケーションがスムーズに進むよう、適切な環境の整備を目指します。

施策の基本的な方向性	主な取組例
<p>① 日常生活の中で障がいのある人と接する場面を増やす</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援者についての周知と活用呼び掛け ・障がいのある人の積極的な市職員への採用や事業者に対する障がいのある人の積極的な雇用の呼びかけ ・手話通訳者等コミュニケーション支援者を配置し、情報の取得に配慮したイベント等の開催 ・障がいのある人もない人もともに参加できるイベントや多様な障がいについて学べる講座等の開催 ・地域における障がいのある人の社会参加促進につながる場の創出 ・障がいのある人への対応が必要な時のためのマニュアル作成 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な障がいについて学べる講座等への積極的な参加

<p>し さ く き ほん て き ほ う こ う せ い 施策の基本的な方向性</p>	<p>おも と り く み れ い 主な取組例</p>
	<p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員や職員に向けた障がいの多様性についての研修等の実施(再掲) ・コミュニケーション支援者の活用 ・障がいのある人の積極的な雇用 ・障がいのある人への対応が必要な時のためのマニュアル作成(再掲) ・障がいのある人もない人もともに参加できるイベントや多様な障がいについて学べる講座等への参加または協力は協力
<p>② 成長とともに自然と障がいのある人とない人が相互に理解を深められる教育環境づくり</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等における障がいに関する学習機会の展開(再掲) ・障がいのある人もない人も参加できる学びの場の提供 ・保護者に対する、学校等の教育環境の周知 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいに関する正しい情報を子どもに伝えるような、保護者による家庭内での教育 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学等における障がいに関する学習機会の展開 ・障がいのある人もない人も参加できる学びの場の提供(再掲)

し さ く き ほん て き ほう こう せい 施策の基本的な方向性	お も と り く み れ い 主な取組例
③ た よ う し ょ う と く せい お う ③多様な障がい特性に応 た い お う ほう ほう と う けん と う じた対応方法等の検討	<u>し と り く み</u> <u>市の取組</u> こ ま し ょ う ひ と せ っ き よ く て き こ え か と う ・困っている障がいのある人への積極的な声掛け等、 し ょ う し ゃ さ べ つ か い し ょ う つ な が る し し ょ く い ん けん し ゅ う じ っ し 障がい者の差別解消に繋がる市職員研修の実施 し ょ う ひ と た い お う ひ つ よ う と き ・障がいのある人への対応が必要な時のためのマニユ あ る さ く せい さ い け い アル作成(再掲) で ん わ と う ふ く す う と あ ほう ほう よ う い ・電話、メール、FAX等、複数の問い合わせ方法を用意 こ う ほう ぶ つ と う さ く せい じ お ん せい よ あ ・広報物等の作成時における、音声コード読み上げアプ り た い お う か と う か つ よ う リ対応化やイラスト等の活用 し と う こ う ほう ぼ い た い し ゅ う ち よ う き じ け い さ い ・市ホームページ等の広報媒体に周知用記事を掲載する さ い わ へ り や す い ひ ょ う げ ん と う し ょ う 際に、分かりやすい表現等を使用 し ょ う ひ と ら い ち ょ う じ と う か い じ ゃ た い お う か が り い ん ・障がいのある人の来庁時等に介助対応できる係員 の へ い ち よ び だ し よ う い ん た ー ほ ん と う せ っ ち の配置や呼び出し用インターホン等の設置 え ー か ー ど う い し そ つ う し え ん ほ じ ゃ し ゅ う ち ・絵カード等意思疎通支援の補助をするアイテムの周知 と かつ よ う と活用 ・ ゆ っ くり 話 す 、 筆 談 す る 、 メール を 使 用 す る 等 、 相 手 に は な ひ つ だ ん し ょ う と う あ い て 合ったコミュニケーション手段の選択 あ し ゅ だ ん せん た く ・ 障 がい の ある 人 が 希 望 す る コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 を し ょ う ひ と き ぼう し ゅ だ ん 選択できるように、選択肢を複数用意 せん た く せん た く し ふ く す う よ う い <u>し み ん と り く み</u> <u>市民の取組</u> こ ま し ょ う ひ と せ っ き よ く て き こ え か ・困っている障がいのある人への積極的な声掛け は な ひ つ だ ん し ょ う と う あ い て ・ ゆ っ くり 話 す 、 筆 談 す る 、 メール を 使 用 す る 等 、 相 手 に あ し ゅ だ ん せん た く さ い け い 合ったコミュニケーション手段の選択(再掲)

<small>し さく きほんてき ほうこうせい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみれい</small> 主な取組例
	<p> <small>じぎょうしゃ とりくみ</small> <u>事業者の取組</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <small>しょう ひと たいおう ひつよう とき</small> ・障がいのある人への対応が必要な時のためのマニュアル作成(再掲) <small>しょう ひと あ てきせつ</small> ・障がいのある人に合わせた適切なコミュニケーション <small>しえんしゃ れんけい</small> 支援者との連携 <small>でんわ どう ふくすう と あ ほうほう よう い</small> ・電話、メール、FAX等、複数の問い合わせ方法を用意(再掲) <small>しょう ひと らいきやく じ どう かいじょたいおう かりいん</small> ・障がいのある人の来客時等に介助対応できる係員の配置や呼び出し用インターホン等の設置 <small>え とうい し そつう しえん ほじよ かつよう</small> ・絵カード等意思疎通支援の補助をするアイテムの活用(再掲) <small>はな ひつだん しょう どう あいて</small> ・ゆっくり話す、筆談する、メールを使用する等、相手に合ったコミュニケーション手段の選択(再掲) <small>しょう ひと きぼう しゅだん せんたく</small> ・障がいのある人が希望する手段を選択できるよう、 <small>せんたくし ふくすうよう い さいけい</small> 選択肢を複数用意(再掲) <p> <small>しえんしゃ とりくみ</small> <u>コミュニケーション支援者の取組</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <small>じゅうよう せつめい しょう しゃほんにん どうほん しえんしゃ</small> ・重要な説明が障がい者本人ではなく同伴の支援者に <small>む さい ほんにん せつめい あいて いらい</small> 向けられた際、本人に対して説明するよう相手へ依頼 <small>しょう ひと きぼう しゅだん せんたく</small> ・障がいのある人が希望する手段を選択できるよう、 <small>せんたくし ふくすうよう い さいけい</small> 選択肢を複数用意(再掲)

<small>し さく きほんてき ほうこうせい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみれい</small> 主な取組例
<p>④ <small>さいがいほっせいじとう ひじょうじ</small> 災害発生時等の非常時</p> <p>においても、<small>しょうがい</small>のあ <small>ひと</small>る人が平常時に近い <small>せいかつ</small>生活ができる地域づくり</p>	<p><small>し とりくみ</small> <u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>ひなんじよ しょう</small>避難所で<small>しょうがい</small>のある人を受け入れる際に必要な、 <small>しょうがい</small>障がいの種別に応じた配慮等についてのマニュアル <small>さくせいおよ しょうち かつよう</small>作成及び周知と活用 ・<small>ちいき ひなんじょうえいぐんれん</small>地域の避難所運営訓練における<small>しょうがい</small>障がいのある人の <small>せっきよくてき さんか よ かけ</small>積極的な参加の呼び掛け ・<small>かいじょしゃ</small>介助者ではなく<small>しょうがい</small>障がい者本人に対する意思確認 ・<small>よ あ たいおう けいじ ぶつ かつう</small>読み上げ対応や掲示物化等、障がいに合わせた重要 <small>じ こうあんないほうほうとう しょうち</small>事項案内方法等の周知 ・<small>おと ひかり しょうい しせんとう にがて しょうがい しゃ</small>音、光、周囲の視線等が苦手な障がい者に向けた、<small>お</small>落 <small>ち づいて す すごせる スペースの 設置のための 物資等の 確</small> <small>ほ</small>保 <p><small>しみん とりくみ</small> <u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<small>ひなんじよ しょう</small>避難所で<small>しょうがい</small>のある人を受け入れる際に必要な、 <small>しょうがい</small>障がいの種別に応じた配慮等についてのマニュアル <small>かつよう</small>の活用 ・<small>ちいき ひなんじょうえいぐんれん</small>地域の避難所運営訓練における<small>しょうがい</small>障がいのある人の <small>せっきよくてき さんか さんか よ かけ</small>積極的な参加や参加呼び掛け ・<small>かいじょしゃ</small>介助者ではなく<small>しょうがい</small>障がい者本人に対する意思確認(再 <small>けい</small>掲) ・<small>よ あ たいおう けいじ ぶつ かつ じゅうようあんない じ こうとう しょうち</small>読み上げ対応や掲示物化による重要案内事項等の周 <small>ち</small>知 ・<small>おと ひかり しょうい しせんとう にがて しょうがい しゃ</small>音、光、周囲の視線等が苦手な障がい者に向けた、<small>お</small>落 <small>ち づいて す すごせる スペースの 確保</small> ・<small>ひ ころ きんりんじゅうみん かおみ し とう かんけいこうちく</small>日頃から近隣住民と顔見知りになる等の関係構築

<small>し さ く き ほん て き ほ う こ う せい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみれい</small> 主な取組例
	<p> <small>じ ぎ ょう し ゃ とりくみ</small> <u>事業者の取組</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <small>しょう ひと らいほうちゅう そうてい ひなん</small> ・障がいのある人が来訪中であることを想定した避難 <p> <small>くんれん じっし</small> <u>訓練の実施</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <small>きんきゅうじ そな しょう じゅうぎょういんどう たいおう</small> ・緊急時に備えた、障がいのある従業員等への対応 <p> <small>ほうほう かくにん</small> <u>方法の確認</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <small>しょう ひと お つ い し そつう ほか</small> ・障がいのある人が落ち着いて意思疎通が図れるよう <p> <small>ひつよう ぶつしどう ていきよう きょうていていけつ</small> にするために必要な物資等の提供のための協定締結 </p> <p> <small>し えん し ゃ とりくみ</small> <u>コミュニケーション支援者の取組</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <small>おんせいよ あ もし お とう へいじようじ</small> ・音声読み上げアプリや文字起こしアプリ等、平常時に <p> <small>つか つか ば あい そうてい し えん ほ う ほう けん</small> 使えるツールが使えない場合を想定した支援方法の検 </p> <p> <small>どう</small> 討 </p>

〈協議会等で寄せられたご意見〉

【身体障がい】

- ・買い物をする際、本人が支払いをしても釣銭がヘルパーに渡されることがある。
→ 主体は本人にあることを認識してほしい(視覚)
- ・「ゆっくり話してもらおう」「筆談にする」「ジェスチャーやイラストを使う」といった手段による対応をしてほしい。(失語症)
- ・買い物に行った際、優先駐車場にコーンが置かれていた。車椅子ユーザーで改造車を運転している場合、コーンを動かすことができない。声掛けできる人が近くにいればよい。(肢体不自由)

【知的障がい】

- ・知的障がい児の保護者と連絡帳でコミュニケーションをとっており、記載状況に合わせて臨時面談を組むこともあるため、意向を汲み取ることが重要。

【精神障がい】

- ・「意思疎通手段」ではなく、「人と対面で接触しない方法」の検討が必要。
→ 面談等は、オンラインにすると負担が軽くなる人もいる
- ・学校関係でも家庭関係でも、「言えないこと」を伝えるツールが不足している。

3 コミュニケーション支援者の養成及び確保に関すること

聴覚障がい者を助ける手話通訳者や要約筆記者、視覚障がい者を助ける点訳者や音訳者(朗読者を含む。)やガイドヘルパー等、障がいのある人のコミュニケーションを支援または補助する役割を担う方々があります。障がいのある人に対してどのような支援が必要かが分かる人を増やす取組によって、障がいのある人と障がいのない人とのコミュニケーションが円滑に取れる地域づくりを目指します。

施策の基本的な方向性	主な取組例
<p>①コミュニケーションのきっかけとなるような技術を気軽に学べる環境の整備</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話等のコミュニケーション支援を体験できる講座の実施 ・市職員に対する手話等のコミュニケーション支援や自身の名乗ってから話を始める、目線の高さを合わせる、ゆっくり話すといった、相手に合わせた支援方法に関する研修のカリキュラム化 ・コミュニケーション支援者の役割等に関する周知 ・埼玉県が実施しているコミュニケーション支援に関する研修等の紹介 ・各種講座修了者が習得した技術の活用方法等の検討

<small>し さ く き ほん て き ほう こう せい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみ れい</small> 主な取組例
	<p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話による挨拶表現等の簡単なコミュニケーション方法や自身が名乗ってから話を始める、目線の高さを合わせる、ゆっくり話すといった、相手に合わせた支援方法の習得 ・障がい特性が多岐にわたることが理解できる、交流会等への参加 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話による挨拶表現等簡単なコミュニケーション方法に関する社内研修等の実施 ・複数のコミュニケーション支援者との接点創出
<p>② 障がいのある人への継続的な支援を希望する人が、積極的に支援方法を学べる環境の整備</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）、手話通訳者養成講座、点訳奉仕員及び朗読奉仕員養成講座といったコミュニケーション支援について学べる講座の実施 ・埼玉県が実施しているコミュニケーション支援に関する研修等の紹介(再掲) ・障がい当事者団体等との連携 <p><u>市民と事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）手話通訳者養成講座、点訳奉仕員及び朗読奉仕員養成講座といったコミュニケーション支援について学べる講座への積極的な参加 ・従業員に対する障がいに関する正しい知識の周知

<small>し さく きほんてき ほうこうせい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみれい</small> 主な取組例
<p>③ <small>しょう</small> 障がいのある人が必要</p> <p>とするとときに速やかにコ <small>すみ</small> ムニケーション支援者 <small>しえんしゃ</small> を派遣できる体制の <small>はけん</small> 整備 <small>たいせい</small> 整備</p>	<p><small>し とりくみ</small> <u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <small>しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ</small> ・手話通訳者や要約筆記者といったコミュニケーション支援者の派遣体制整備 <small>しえんしゃ はけんたいせいせいび</small> ・情報通信技術等を用いた、対面以外でも意思疎通支援ができる環境づくり <p><small>じぎょうしゃ とりくみ</small> <u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <small>しょう ひと あ てきせつ</small> ・障がいのある人に合わせた適切なコミュニケーション支援者との連携(再掲) <small>しえんしゃ れんけい さいけい</small> ・コミュニケーション支援者が必要になった場合の派遣 <small>いらいほうほう かくにん</small> 依頼方法の確認

〈協議会等で寄せられたご意見〉

- とうじしゃ つた ・当事者が伝えたいことを察して、はいりよ 配慮してくれる人が必要。(聴覚)
- かぞくいがい しえんしゃ きょうりよく え ・家族以外の支援者の協力が得られるかどうかで、かぞく ふたんかん おお 家族の負担感は大きく変わる。(失語症)

さんこう (参考)

1 草加市障がいのある人のコミュニケーション条例 全文

もくてき (目的)

第1条 この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に
関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及びコミュニケーション支援者の役割を明らかにすることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に理解し合い、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

ていぎ (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 聴覚障害、視覚障害、音声・言語障害(失語症を含む。)、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、感情を分かり合うための意思疎通をいい、障がいのある人による情報の発信、取得等もこれを含む。

(3) コミュニケーション手段^{しゆだん} 口話^{こうわ}、手話^{しゅわ}、要約筆記^{ようやくひっき}、点字^{てんじ}、音訳^{おんやく}、代筆^{だいひつ}、代読^{だいでく}、平易な

表現^{ひょうげん}その他障がいのある人が日常生活又は社会生活において必要とする意思^{いし}の
伝達手段^{でんたつしゆだん}をいう。

(4) コミュニケーション支援者^{しえんしゃ} 手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}、要約筆記者^{ようやくひっきしゃ}、点訳者^{てんやくしゃ}、音訳者^{おんやくしゃ}（朗読者^{ろうどくしゃ}を含

む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援又は補助す
る者^{もの}をいう。

(5) 社会的障壁^{しゃかいてきしょうへき} 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる

ような社会^{しゃかい}における事物^{じぶつ}、制度^{せいど}、慣行^{かんこう}、観念^{かんねん}等をいう。

(6) 合理的配慮^{ごうりてきはいりよ} 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合^{ばあい}で、その実施^{じっし}に伴

う負担^{ふたん}が過重でないときに行われる適切な調整^{てきせつ}及び変更^{へんこう}をいう。

(基本理念)

第3条 障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障が

いの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、

障がいのある人のコミュニケーションを行う権利を尊重し、障がいのある人とな

が一人ひとりの思いを大切に、互いに人格及び個性を尊重して様々な活動を行うこ

とを基本としなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障がいのある人に対する合理的配慮を提供するとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進及びそれを利用しやすい環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、障がいのある人に対する合理的配慮の提供及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の役割)

第7条 コミュニケーション支援者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するとともに、市民及び事業者に対する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、その方針を策定するものとする。

(1) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に関すること。

(2) 障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコ

ミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関すること。

(3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 市は、施策の推進に当たっては、市の障がい福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の推進に当たっては、必要に応じた障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、施策の見直し等の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定協力団体

本推進方針は、草加市障がい者施策協議会で内容協議した上で策定しました。この協議会には、(当事者団体等)の次の団体の方々にご参加いただきました。

草加市身体障がい者福祉協会

視覚障がい者 虹の会

草加市腎臓病患者友の会(令和5年4月末日をもって解散)

草加市聴覚障害者協会

埼玉県重症心身障害児(者)を守る会

草加市手話通訳問題研究会「手話友の会」

草加光陽育成会

草加精神障がい者家族会そーかれすと

草加ことばの友の会

草加点字サークル

草加市教育研究会

社会福祉法人 光陽会

社会福祉法人 草加市社会福祉事業団

医療法人社団 慶栄会

社会福祉法人 草加市社会福祉協議会

(順不同)